

京都市告示第 57 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成18年4月28日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
八瀬70号線	左京区八瀬野瀬町108番地の8地先内	旧	メートル 11.20	メートル 5.00
		新	20.90	5.09 ~ 6.03
錦小路通	中京区元竹田町650番地の2地先から 同区筭町681番地地先まで	旧	79.40	4.40 ~ 5.70
		新	79.40	4.42 ~ 7.00
山ノ内152号線	右京区山ノ内五反田町18番地の2地先から 同区山ノ内苗町6番地の3地先まで	旧	286.10	27.00 ~ 48.50
		新	286.10	26.99 ~ 47.70
松尾経42号線	西京区松尾万石町22番地地先から 同町16番地の1地先まで	旧	23.40	0.90 ~ 1.00
		新	21.00	1.63

松尾緯9号線	西京区松室庄田町6番地の23地先から	旧	27.40	4.00 ~ 6.15
	同区松尾万石町22番地地先まで	新	27.40	6.04 ~ 6.36
石田経11号線	伏見区石田森東町14番地の1地先から	旧	5.90	1.00
	同町19番地の1地先まで	新	4.70	6.00
石田緯12号線	伏見区石田森東町15番地の2地先から	旧	6.80	0.60
	同町19番地の1地先まで	新	6.80	3.50 ~ 3.80
羽束師60号線	伏見区羽束師古川町116番地の95地先から	旧	32.10	2.00
	同町126番地の14地先まで	新	32.10	6.14 ~ 6.21

(建設局道路部道路明示課)